

犯罪人名簿に関する事務における 保有個人情報の外部提供について

1 経緯

これまでの関東財務局東京財務事務所との本件外部提供に関わるやり取りについては、以下のとおりである。

(1) 照会文書の受理

関東財務局東京財務事務所より令和元年7月22日付関財東理3第1320号「少額短期保険業の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査について（照会）」の文書の郵送を受け、市民課において令和元年7月25日付で受理をした。

(2) 令和元年7月25日 東京財務事務所担当官に回答

記録係長が担当官に電話にて回答（担当官が不在のため、伝言を依頼）

- ① 本件についての犯歴照会については、根拠法令がなく、また、個人情報保護審議会に付議されていないため、犯歴の有無の照会については、本人の同意書が必要であると説明し、申請者より同意書を取り送付するよう依頼した。また、対応が無い場合返戻とすることを伝えた。

(3) 令和元年7月29日 東京財務事務所担当官に改めて連絡

記録係長が担当官に電話にて改めて連絡

- ① 市として回答をしなければならない法的根拠が無い。
- ② 本人からの登録申請であれば同意書がもらえるのではないか。

同意書については、登録申請時の添付書類として規定されていないため、取得することを考えていないとの回答

(4) 令和元年8月26日 東京財務事務所担当官に連絡

記録係長が担当官に電話で連絡

- ① 市民課内で協議の上、審議会に付議することを伝えた。
- ② 審議会の開催まで数カ月かかることを伝えた。

2 保有個人情報を外部提供する目的

関東財務局東京財務事務所が保険業法第272条第1項の規定に基づき行う少額短期保険業の登録には、同法第272条の4第1項の規定により登録の拒否事由(犯罪歴等)の確認が必要なため、犯歴情報の外部提供を行う。

3 保有個人情報の外部提供を行う理由

関東財務局東京財務事務所では、保険業法第272条第1項の規定による少額短期保険業者の登録事務を行っているが、登録に当たり、同法第272条の4第1項第10号において規定する登録の拒否事由に該当するときは登録を拒否しなければならないが、登録の拒否事由として、取締役、執行役、会計参与又は監査役の犯歴がある。

関東財務局東京財務事務所からの犯歴の照会は、保険業法で規定されている登録事務を行うためのものであり、登録の拒否事由の確認は登録にあたって必要なものである。また、犯歴事務は市区町村の事務であり、他の機関等から犯歴情報を収集する方法がない。

したがって、関東財務局東京財務事務所からの照会に対して、該当者の犯歴情報を外部提供するものである。

4 概要

(1) 事業の名称

保険業法第272条第1項に基づく少額短期保険業の登録事務

(2) 実施主体

財務省関東財務局及び他の財務局

(3) 保有個人情報を提供する業務の名称

犯罪人名簿に関する事務

(4) 事務の流れ

① 関東財務局等が照会文を送付

② 市民課が照会内容について回答の適否を審査

③ 市民課が、照会内容が適正であると決定したものについて、回答書を作成し送付する。

(5) 提供する個人情報の記録項目

氏名、生年月日、本籍、賞罰、刑罰

(6) 提供した個人情報の取扱い

財務省関東財務局及び他の財務局で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき保管する。(保存期間5年間)

5 参考

(1) 他市の状況

① 財務省各財務局への提供の有無

無 17市

有 8市

② 外部提供の根拠

審議会 1市

保険業法 5市

自治体の犯歴事務取扱規定 1市

大正6年4月12日内務省訓令第1号 1市

(2) 根拠法令抜粋

保険業法

(登録)

第二百七十二条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

2 少額短期保険業者は、小規模事業者（その収受する保険料が政令で定める基準を超えないものをいう。第二百七十二条の二十六第一項第三号において同じ。）でなければならない。

(登録の拒否)

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～九 略

十 取締役、執行役、会計参与又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第百八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規

定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録（当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は日本における代表者であった者（これらに類する役職にあった者を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

ニ 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者（これらに類する役職にあった者を含む。）で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 第八号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

十一～十二 略